

第19条 (完了検査) 乙は、工事の全部、または第7条に規定する一部が完成したとき、甲に当該完成した部分についての検査を求め、甲は遅滞なくこれに応じて、乙の立ち会いのもとに検査を行う。	量産	鉄骨・土壁	各品商・各事工
2. 検査に合格したとき、甲は工事完了確認書を乙に渡す。			
3. 検査に合格しないとき、乙は工期又は甲の指定する期間内にこれを補修又は改造して、甲の検査をうける。			
4. 甲が検査をしないで、異議なく引き渡しを受けたときは、検査に合格したものとみなす。			
5. 乙は第2項の工事完了確認書を受けたときには、直ちに、甲に対し目的物の占有及び所有権を引き渡さなければならない。			
6. 完成引渡まで乙は甲の指図に従って仮設物の取扱いその他跡片付けなどの処置を行う。			
第20条 (費用の負担) 第11条における契約不適合責任の規定に関し、不具合の原因を特定するため、第三者に原因調査を依頼し、それに費用を要する場合は、その調査結果において、乙が行った本件工事施工が原因であることが明確になったとき以外は、その調査費用は甲が負担する。			
第21条 (契約内容の変更) 甲及び乙は、本件工事に変更が生じた場合には、双方協議の上、本契約内容の変更を行う。			
2. 次の各号の一にあたる時、甲及び乙は請負代金を求めることができる。			
一、工期内に材料、役務等の総額又は一般職種別賃金の変更により請負代金が明らかに不適当であると乙が判断したとき。			
二、工事が長期(期間は当事者協議して定める)にわたる場合、その工期内に租税の変更、物価賃金の変動によって請負代金が明らかに不適当であると乙が判断したとき。			
三、一時中止した工事又は災害をうけた工事を続行する場合請負代金が明らかに不適当であると乙が判断したとき。			
四、水道、電気、ガスに関する事業主体の直轄工事に関して、これらの事業費の増減があり、請負代金が明らかに不適当であると乙が判断したとき。			
3. 請負代金を変更するときは、工事の減少部分については工事費内訳明細書により、増加部分については時価によって双方協議の上、その金額を定める。			
第22条 (損害の防止) 乙は、本件工事物件全部又は一部の引き渡しまでは自己の費用にて本契約の目的物・工事材料等のうち甲に引き渡していない部分の保管を行わなければならない。また、本件工事をするにあたって甲及び第三者に損害が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。			
2. 本件工事の施工に起因して第三者の生命、身体に災害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたとき、乙はその処理解決に当たり、処理解決に要した費用は乙が負担する。ただし、本件工事施工に起因しないときは甲が処理解決に当たり、処理解決に要した費用及び工期の延長による費用は甲が負担し、乙は工期の延長を求めることができる。			
第23条 (不可抗力) 天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動、その他不可抗力により本契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合は、甲及び乙は共にその責を負わない。ただし、本契約第13条第5項に規定する場合を除く。			
第24条 (協議解決) 甲及び乙は、本契約に定めていない事項に関し、必要に応じて双方協議の上、互いに対等な立場で協力し信義に従い、誠実に本契約を履行し、また、本契約につき紛争が生じた場合、建設工事紛争審査会によるあっせんまたは調停等を利用することに合意する。			
第25条 (合意管轄) この契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所もしくは甲の居住地を管轄する地方裁判所の本庁を専属合意管轄とする。			
第26条 (補足) この契約書に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議の上で定める。			

(仮) 借合

日 月 年 日 時 分 秒 日 時 分 秒 日 時 分 秒

請負者 (シ)

〒 番 88 目 丁 1 調 町 市 本 町 東 田 益 興 1100-0112 TEL 040-100-2520

〒 番 88 目 丁 1 田 調 町 市 本 町 東 田 益 興 1100-0112 TEL 040-200-3030

〒 番 88 目 丁 1 田 調 町 市 本 町 東 田 益 興 1100-0112 TEL 040-200-3030

注文者 (甲)

〒 番 88 目 丁 1 調 町 市 本 町 東 田 益 興 1100-0112 TEL 040-100-2520

〒 番 88 目 丁 1 田 調 町 市 本 町 東 田 益 興 1100-0112 TEL 040-200-3030

〒 番 88 目 丁 1 田 調 町 市 本 町 東 田 益 興 1100-0112 TEL 040-200-3030

個人情報の取扱いに関する条項

第1条 (個人情報の収集・利用・保有) 注文者は、株式会社グリーンプランテック (以下、「請負者」という。) との本契約時に記載・入力等した氏名、住所、電話番号 (携帯電話番号を含む。以下同じ) 等の個人情報 (変更後の情報を含む。以下同じ) を (請負者が保護措置を講じた上で) 収集・利用し、保有することに同意します。

第2条 (個人情報の利用) 注文者は、請負者または請負者の関係会社が販売する商品またはサービスに関するご案内、情報提供、アンケート調査、統計資料またはマーケティング資料の作成および、これらの事業に関連する研究・企画開発の目的のために前条の個人情報を利用することに同意します。

2. 注文者は、請負者が本契約に基づく請負者の業務を第三者に委託する場合、請負者の関係会社と共同で本契約に基づく業務を遂行する場合に、個人情報を当該業務委託先または請負者の関係会社に預託することに同意します。

第3条 (個人情報の提供・利用) 注文者は、請負者が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供することおよび当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報に利用することに同意します。

①提供する第三者 本契約に基づく請負者の業務を第三者に委託する場合の当該業務委託先、請負者が購入する商品等の供給元会社、請負者が債務の履行に係る保証を委託する場合の保証会社および請負者が購入する商品等の製造委託先会社などそれらに準ずる会社

第三者の利用目的 本契約に基づく請負者の業務遂行のため
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲

②提供する第三者 請負者の関係会社
第三者の利用目的 a) 請負者と共同で本契約に基づく請負者の業務を遂行のため b) 第2条の目的利用のため
提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲

第4条 (個人情報の開示・訂正・削除) 請負者が個人情報を開示した結果、客観的な事実において万一、不正確または誤り(他)であると判明した場合、または訂正または削除が必要と認められる場合は、当社は速やかに当該事実の訂正または削除を行います。ただし、客観的な事実以外の事項に関する情報は、開示してはなりません。

第5条 (本条項に不同意の場合) 請負者は、注文者が本契約に必要な事項の記入等を希望しない場合および本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。

第6条 (利用中止の申出) 注文者は、請負者が第2条の目的で当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとします。この場合、請負者は、それ以降の利用を中止する措置をとります。ただし、本契約の業務上必要な書類についてはこの限りではありません。

第7条 (条項の変更) 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

クーリング・オフのお知らせ

1. 注文者 (お客様) が、訪問販売でお申込み (契約) された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面 (下図参照) により無条件で申込みの撤回 (契約が成立したときは契約の解除) を行うこと (以下「クーリング・オフ」といいます) ができ、その効力は書面を発信したとき (郵便消印日付など) から発生します。ただし、現金取引 (契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと) で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。

2. この場合注文者 (お客様) は、
①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。
②すでに引渡された商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
④商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受け又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。
⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより注文者 (お客様) が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

切手	243	0014
代表取締役	小西 隆行	〒 番 88 目 丁 1 調 町 市 本 町 東 田 益 興 1100-0112 TEL 040-100-2520
注文者の住所	〒 番 88 目 丁 1 調 町 市 本 町 東 田 益 興 1100-0112 TEL 040-100-2520	
注文者の電話番号	040-100-2520	

右記の日付の契約の申込みは撤回し、または解除します。

契約日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
前契約店舗名
命店 契約店舗住所
命店 契約店舗の電話番号
命店 注文者 (商品名)

注文者 (お客様) は、本契約書に記載されている内容をすべて確認のうえ署名押印し、自らの意向に合致していることを承認した上で契約いたします。